参考資料

1 策定経過

（１）検討体制

第２期マスタープランは、以下の体制により策定しました。

＜策定体制＞

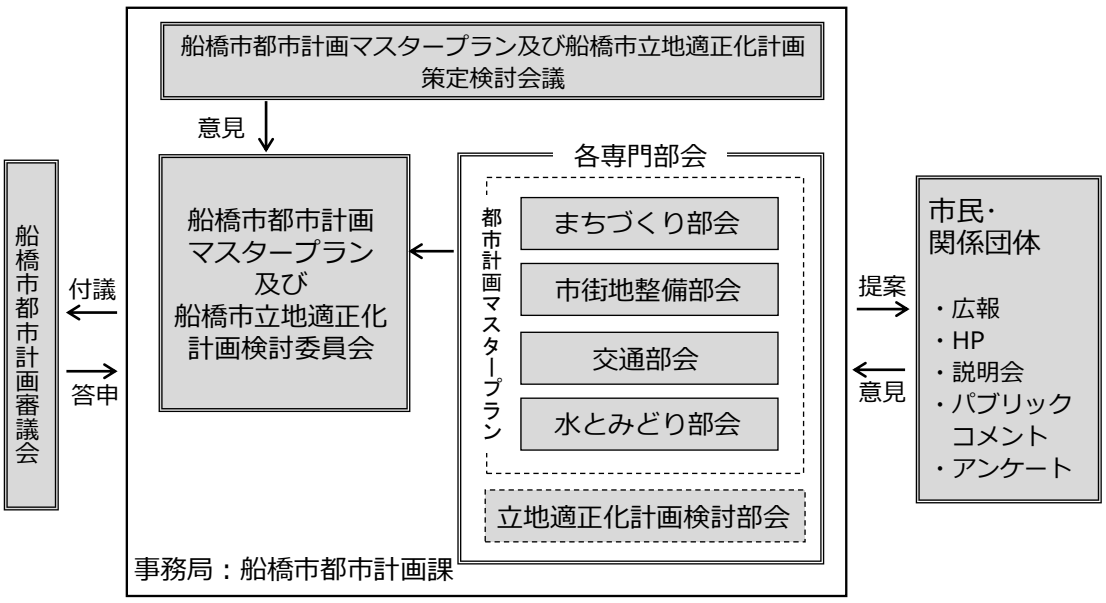

※第２期マスタープラン策定にあわせて、立地適正化計画の策定についても検討しており、両計画を一体的に検討する体制としておりました。

船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画検討委員会名簿

会長	建設局長
副会長	都市計画部長
委員	市長公室長
	企画財政部長
	市民生活部長
	健康・高齢部長
	福祉サービス部長
	子育て支援部長
	環境部長
	経済部長
	都市整備部長
	道路部長
	下水道部長
	建築部長
	管理部長

船橋市都市計画マスタープラン専門部会名簿

部会名称	**部会員**（○：部会長）	
まちづくり部会（土地利用、景観、防災、福祉）	市長公室	危機管理課長
	企画財政部	政策企画課長
	健康・高齢部	健康政策課長
		高齢者福祉課長
	福祉サービス部	障害福祉課長
	子育て支援部	子ども政策課長
	経済部	商工振興課長
		農水産課長
	都市計画部	都市計画課長○
		都市政策課長
	建築部	宅地課長
市街地整備部会	市民生活部	市民安全推進課長
	都市整備部	都市整備課長○
	建築部	建築指導課長
		宅地課長
		住宅政策課長
	都市計画部	都市政策課長
交通部会	都市整備部	都市整備課長
	道路部	道路計画課長○

		道路管理課長
		道路維持課長
		道路建設課長
水とみどり部会	環境部	環境政策課長
	都市整備部	公園緑地課長
	下水道部	下水道総務課長
		下水道河川計画課長〇
		下水道建設課長
		下水道施設課長
		下水道河川管理課長
		河川整備課長

船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画策定検討会議名簿

委員種別	**氏名**（◎：会長　○：副会長）	**役職**
第一号委員 学識経験者	寺木　彰浩	千葉工業大学　創造工学部　教授
	◎　中村　英夫	日本大学　理工学部　教授
	根上　彰生	日本大学　理工学部　教授
第二号委員 市内で活動する 団体の関係者	石橋　正之　(H30~R3)	市川市農業協同組合　常務理事
	中村　宏　(R3~R4)	
	柳田　努　(H30~R2)	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部　事業企画部 担当部長
	岸本　誠　(R2~R3)	
	鈴木　孝弘　(R3~R4)	
	鈴木　正	船橋商工会議所　副会頭
	吉田　修一　(H30~R3)	船橋新京成バス株式会社 取締役営業部長
	中村　啓介　(R3~R4)	
	若生　美知子	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会　会長
第三号委員 市民	味元　崇	市民公募委員
	森　啓祐	市民公募委員
第四号委員 市職員	伊藤　誠二　(H30~R3)	船橋市　健康福祉局長
	大竹　陽一郎(R3~R4)	
	○　大石　智弘　(H30~R2)	船橋市　建設局長
	鈴木　武彦　(R2~R4)	

（2）策定までの経緯

※下表においては、船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画検討委員会を「検討委員会」、船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画策定検討会議を「策定検討会議」と略して記載します。

日付		検討内容等
平成 30 年	10 月 31 日	第 1 回検討委員会 ・策定概要、計画検討体制、策定スケジュールについて
	11 月 5 日	第 1 回策定検討会議 ・計画の策定について
	11 月 12 日	第 133 回船橋市都市計画審議会 ・計画について（報告）
平成 31 年	2 月 12 日	第 2 回検討委員会 ・策定骨子(案)について
	3 月 28 日	第 2 回策定検討会議 ・策定骨子(案)について
令和元年	7 月 8 日	第 134 回船橋市都市計画審議会 ・策定骨子について(報告)
	8 月 9 日	第 3 回検討委員会 ・全体構想(案)等について
	8 月 26 日	第 3 回策定検討会議 ・全体構想(案)等について
	9 月 7 日～ 9 月 29 日	地域別街頭アンケート実施
令和 2 年	2 月 5 日	第 137 回船橋市都市計画審議会 ・計画策定の進捗について(報告)
	2 月 20 日	第 4 回検討委員会 ・都市計画マスタープラン(原案)等について
令和 3 年	7 月 27 日	第 5 回検討委員会 ・都市計画マスタープラン(原案)修正等について
令和 4 年	3 月 28 日	第 6 回検討委員会 ・都市計画マスタープラン(原案)修正等について
	4 月 26 日	第 4 回策定検討会議 ・都市計画マスタープラン(原案)について
	5 月 16 日	第 144 回船橋市都市計画審議会 ・都市計画マスタープランについて(報告)
	6 月 15 日～ 7 月 15 日	パブリック・コメント実施
	6 月 18 日 6 月 19 日 6 月 26 日	説明会（二和公民館） 説明会（市役所本庁舎） 説明会（習志野台公民館）
	8 月 23 日	第 7 回検討委員会 ・都市計画マスタープラン(案)について
	9 月 30 日	第 5 回策定検討会議 ・都市計画マスタープラン(案)について
	10 月 26 日	第 145 回船橋市都市計画審議会 ・都市計画マスタープランについて(付議)

2 市民参画結果

（1）市民意識調査

実施時期	・平成 30 年度（マスタープラン策定にあたっての調査） 平成 30 年 7～8 月 ・令和 3 年度（最新の調査） 令和 3 年 9 月
実施方法	船橋市在住の満 18 歳以上の方から 3,000 人を無作為抽出し、郵送にて調査依頼・回答
総回答数	平成 30 年度：1,369 人 令和 3 年度　：1,485 人
主な意見	【定住意向】 ・今後も船橋市に「住み続けたい」「しばらく住み続けたい」と思う人を合わせると 80%以上 ・市民の定住意向が高く、住みたい理由として 「鉄道など交通機関が多く、通勤・通学に便利」 「日常の買い物に便利」が突出

出典：市民意識調査報告書（平成 30 年度、令和 3 年度）

（2）市民アンケート調査

実施時期	平成 30 年 9～10 月
実施方法	船橋市在住の満 18 歳以上の方から 6,000 人を無作為抽出し、郵送にて調査依頼、郵送またはインターネットにて回答
総回答数	2,541 人
主な意見	将来望むまちのイメージ（上位項目） ※15 の選択肢から 3 つまで回答可
	✧　災害や犯罪の少ない安心・安全に暮らせるまち（70%） ✧　医療機関や保健サービスが充実したまち（50%） ✧　高齢者や障害者などが自立して生活できる福祉が充実したまち（40%）
	今後特に力を入れてほしい施策分野（上位項目） ※40 の選択肢から 5 つまで回答可

	✧　防災・減災（49%） ✧　道路の整備・維持（46%） ✧　防犯（41%） ✧　医療（40%）

出典：船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査報告書(平成 31 年 3 月)

（3）中学生アンケート調査

実施時期	平成 30 年 11 月
実施方法	地域性を考慮して選んだ市内の 5 つの中学校に通学する中学 2 年生（約 1,200 人）に対し、教職員により手渡しで配布・回収
総回答数	1,046 件
主な意見	将来望むまちのイメージ（上位項目） ※15 の選択肢から 3 つまで回答可
	✧　災害や犯罪の少ない安心・安全に暮らせるまち（60%） ✧　ごみが少なく環境にやさしいまち（35%） ✧　公園やレジャー施設がたくさんあるまち（28%）
	未来のまちをより良くする提案・アイデアの主な意見 ※自由記載
	「道路交通の安全性の確保」 「ごみ対策の充実」及び「ごみのポイ捨ての禁止」 「公園の整備・充実」

出典：船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査報告書(平成 31 年 3 月)

（4）24 地区市民会議

実施時期	平成 31 年 1～2 月
実施方法	市内 24 地区コミュニティごとの会場で、市民同士がまちをどのようにしていきたいかを自由に話し合い意見をいただいた。
参加者数	298 人
総意見数	1,993 件
意見の多い分野（上位項目）	「都市整備（道路、都市計画、公園、住まい 等）」 「市民活動（市民協働、コミュニティ活動 等）」 「安全（消防、防犯・防災）」の順で多い

出典：24 地区市民会議実績報告書(平成 31 年 3 月)

（5）市政モニターアンケート

実施時期	令和元年 5～6 月
実施方法	市政モニター（地域・年代・性別等を考慮して抽出した 2,000 人に案内をお送りし、応募いただいた方の中から先着順で選んだ 300 人）の方々に郵送にて調査依頼・回答
総回答数	290 人
主な意見	【道路について】 ✧　住まいの周辺地域の道路の整備状況について 84%の方が「不十分」と回答 【防災について】 ✧　住まいの周辺地域で地震による災害が起こったとき、60%の方が「危険な場所がある」と回答

出典：令和元年度【第 1 回：市政モニターアンケート】調査結果報告書

（6）地域別街頭アンケート

実施時期	令和元年 9 月
実施方法	駅前や商業施設等にて説明パネルの展示（オープンハウス形式）により、幅広い年齢層の方に対して計画策定に係る情報提供・周知を行った。 また、インタビューの実施により多くの方から意見等を伺った。
実施場所	駅　　：船橋駅、北習志野駅、津田沼駅 公　民　館：西部公民館、二和公民館、小室公民館 集客施設等：ららぽーと TOKYO-BAY、イオンモール船橋、ヨークマート夏見台店、高根台プラザ広場 公　　園：坪井近隣公園
参加者数	1,337 人（市内居住者 1,138 人、市外居住者 199 人）
主な意見	第 3 章（地域別構想）の各地域における「現況と課題」に記載しております。

（展示パネルの一例）

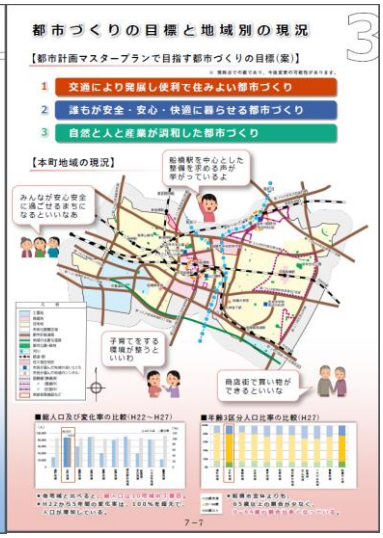

（7）パブリック・コメント

実施時期	令和４年６月 15 日～7 月 15 日
実施方法	都市計画課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・連絡所、各公民館、各図書館及び市ホームページにて計画（案）と関係資料を公表
意見総数	29 件

（8）説明会

実施時期	令和４年６月 18 日、19 日、25 日
実施内容	市内 3 箇所の会場において、計画案の内容について説明し、質疑応答を行った。
実施場所	・船橋市役所本庁舎 ・習志野台公民館 ・二和公民館
参加者数	16 人

3 用語解説

● あ行

用語	解説
ウォーカブル	道路や沿道建築物、公園等まちなかを、居心地良く歩きたくなること。
ウォーターフロント	水辺、水際の空間。特に都市生活者のうるおい空間として整備されたもの。
液状化	砂が堆積した地盤や埋め立て地等が地震で激しく振動することにより、液体のような状態になる現象。建物が沈下・傾斜したり、マンホールが浮上したりする被害が生じることがある。
延焼遮断帯	火事が燃え広がることを防ぐ役割を担う、広幅員の道路や緑地等。
オープンスペース	公園・広場・道路・農地等の建物の建っていない空間。開発事業等により生み出される歩道状空地や公開空地、広場等も含まれる。
温室効果ガス	二酸化炭素をはじめとする、大気中に存在する熱（赤外線）を吸収し、地表に戻す性質を持つガス。地球温暖化の原因となる。
音声案内信号機	視覚に障害を持つ方々が、安全に横断歩道を渡れるように設置された、音声によって誘導等を図る信号機。

● か行

海岸保全施設	津波や高潮等の自然災害や、海水による浸食から海岸を防護するための施設。堤防、護岸、水門等がある。
街区公園	もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項で定義される、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。
回遊性	人々が買い物や観光等の目的で複数のまち・拠点を移動する性質。
河川流量	単位時間に河川のある横断面を流れる水の体積。
合併処理浄化槽	し尿（トイレの排水）と生活雑排水（台所、ふろ、洗濯機等の排水）を併せて処理する浄化槽。
カラー舗装	事故防止などの注意喚起や方向別案内などをより明確にするために、色彩などを変えた舗装。
環境基準点（環境基準地点）	環境基準の目標レベルを設ける水域ごとに、代表する地点で環境基準の維持達成状況を把握するための測定点。
環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

幹線街路	都市計画道路の種別のひとつで、都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。
幹線道路	主要幹線道路を補完し、主として市内の各地域を結ぶ道路。
既存ストック	市街地において今まで整備されてきた公共施設、住宅、商業施設、業務施設等のこと。
北千葉道路	市川市と成田市を結ぶ全延長約 43km の道路。東葛地域、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化等、地域の活性化に寄与することが期待されている。
基本構想	将来の本市のあるべき姿を示すとともに、まちづくりの基本的な方向性を明らかにし、市政運営の指針とするもの。
旧耐震基準	1981 年の建築基準法改正前の耐震基準。
局所的豪雨（局地的大雨）	単独の積乱雲が発達する事によって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十 mm 程度の総雨量となるもの。
緊急輸送道路	大規模災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された路線。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所あたり面積 2ha を標準として配置する。
区画街路	都市計画道路の種別のひとつで、地区における宅地の利用に供するための道路。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進める取組みや考え方。
警戒避難体制	土砂災害警戒区域において定められる、情報の収集及び伝達や避難場所や避難路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項や要配慮者利用施設や救助に関する事項等のこと。
景観計画	景観法に基づき定められた、良好な景観の形成に関する計画。
景観形成重点区域	船橋市景観計画において定義されている、市の景観特性を引き立てる、あるいは市の骨格的な景観を形成している地域。
景観重要建造物	景観法に基づき指定される、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物。
景観地区	景観法に基づき、市街地の良好な景観を形成するため、都市計画として定める地区。
景観重要樹木	景観法に基づき指定される、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木。

下水処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設。
建築協定	建築基準法第 69 条に基づき土地所有者等の全員の合意により締結される、建築に関わるルール。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道の接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きょである構造のもの。
公共交通不便地域	鉄道駅やバス停留所から一定程度の距離が離れており、公共交通の利便性が低い地域。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域等広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。
耕作放棄地	以前耕作されていたが、過去 1 年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地。
交通結節点	鉄道、バス等の公共交通機関や自動車、二輪車等の個別輸送機関等の複数の交通機関が集中し結び合っている場所。
交通ビックデータ	ETC2.0 車載器等から収集される車両の速度や経路、挙動（急減速、急ハンドル）などの走行履歴データなど。
高度地区	都市計画法に基づき、日照、通風、採光等の市街地環境を維持するため、または土地利用の増進を図るため建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。
国土強靱化地域計画	国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月）に基づき都道府県または市町村が定める、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画。
国土数値情報	国土交通省により管理されている地理データ。
コンパクトシティ	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に都市機能を集積させる施策。

● さ行

サイン	利用者を誘導するための記号やマーク、あるいはそれらを印刷したもの。例として、看板、案内図等がある。
三番瀬	船橋市・市川市・浦安市・習志野市の地先に広がる干潟・浅海域。古くから漁業が営まれ、水質浄化の機能を有し、野鳥等多くの生物の生息地となっている。
市街化区域	既に市街地を形成している区域とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	原則として用途地域は定めず、一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない市街化を抑制すべき区域。

市街地再開発事業	市街地内の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業で、地権者の土地や建物を再開発ビルの床の権利に置き換える手法で実施するもの。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者に、歩行に必要な位置や方向などの情報を提供し、安全に誘導するため路面に敷設するブロック。
市政モニターアンケート	広く市民の皆様の意識を把握し、今後の市政運営の基礎資料として活用するため、地域・年代・性別等を考慮して決定するモニターの方々に行うアンケート。
市民意識調査	市内に在住する満 18 歳以上の方 3,000 人を住民基本台帳から無作為抽出し、市政の各分野における市民ニーズの基本動向等を把握、分析することにより、今後の施策展開に資することを目的に年１回実施される調査。
市民農園	レクリエーション、生きがいづくり、体験学習等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜等を育てるための農園。
社寺林	神社、寺社が所有する森林。
住宅確保要配慮者	住宅セーフティネット法において定義された、低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人。
住宅セーフティネット	自力で適正な水準の住宅を確保できない者に対して、行政が関与して、健康で文化的な生活を保障していくという考え。
住民基本台帳人口	住民基本台帳（氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもの）に基づき集計した人口。
食品コンビナート	食品関連の工場等が進出して形成された工業団地。
処理区	下水道の整備対象とする予定区域を、処理場別に分割したもの。
新住宅市街地開発事業	人口集中が著しい市街地の周辺地域で、健全な住宅市街地の開発や居住環境の良好な住宅地の大規模供給を図る事業。千葉ニュータウンがこの事業手法により開発された。
生活道路	居住地における沿道宅地への出入りや通風・採光の役目を受け持ち、発生する交通の末端処理機能を担う道路。
生産緑地	市街化区域内にある土地または森林で、都市計画によって指定された生産緑地地区内の農地等。
生態系	相互に関わり合いながら生きている生き物たちとそれらをとりまく自然環境をあわせたまとまり。
生物多様性	地球上では、人間だけでなく、動物や植物、昆虫などいろいろな生き物が他の多くの生き物と相互に関わり合って生きており、こうした生き物たちの豊かな個性とつながり。

ゾーン 30	区域（ゾーン）を定めて速度 30km の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策（交差点カラー舗装等）を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路の安全対策。
ゾーン 30 プラス	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とし、最高速度 30 キロメートルの速度規制を定めた「ゾーン 30」と、車両の通行部分の幅員を狭める「狭さく」や、路面に凸部を設ける「ハンプ」等の物理的デバイスを適切に組み合わせた交通安全対策。

● た行

高潮	台風や発達した低気圧が通過するとき、海水面（潮位）が大きく上昇する現象。主に「気圧低下による吸い上げ効果」と「風による吹き寄せ効果」が原因となって起こる。また、満潮と高潮が重なると高潮水位は一層上昇し、大きな災害が発生しやすくなる。
多自然川づくり	洪水を防ぐ機能を確保しつつ、豊かな自然環境を保全・創出する川づくりのこと。
脱炭素（社会）	地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ実質的な排出量ゼロを実現すること。
単独公共下水道	市が終末処理場を有する公共下水道。
地域地区	土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された地域、地区または街区。
地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき、地域の防災に関する事項を定めた計画。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。
中核市	都市の規模や能力に応じた事務配分を進めていく観点から、従来の市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができる政令で指定される人口 20 万人以上の都市のこと。
駐車施設の附置等に関する条例	駐車場法に基づき、建築物又は建築物の敷地内における自動車の駐車のための施設の附置及び管理に関して定められた条例。
駐車場整備計画	駐車場整備地区における駐車場の需要・供給の現況及び将来の見通しを勘案して作成された駐車場整備に関する計画。
調整池	宅地等の開発区域内に降った雨水を一時的に貯留させることで、開発行為により増加する雨水流出量を抑制する池のこと。
調節池	大雨時に増水した河川の水を一時的に流入させることで、下流側の河川の水量を軽減する池のこと。
（雨水）貯留浸透施設	雨水の流出を抑制するための施設。学校、公園等の地表面に一時的に雨水を貯留する方式や、地下に貯水槽を設置し雨水を貯留または一部を浸透させる方式がある。

低炭素化、低炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を最小限に抑えること。
東京外かく環状道路	都心から約 15km を環状に連絡する全長約 85km の高規格幹線道路。高速道路（東京外環自動車道）と国道 298 号で構成される。
透水性舗装	道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持つ舗装構造。
特定生産緑地	生産緑地法に基づき、生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、買取り申出可能時期を 10 年延長できる制度。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境の緑地等を都道府県または市町村が都市計画に定めるもので、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な緑地について、それを保全するため、建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する地区。
都市型水害	地表がアスファルトやコンクリートで覆われた人口密集地特有の水害。集中豪雨の際、雨水が地表から地下へ浸透しないため、下水道や河川に一気に水が集まり、その処理能力を超えることにより、地表部に水が噴き出したり河川が氾濫して発生する。
都市型農業	市街地及びその周辺の地域で行われる農業のこと。新鮮な農産物の供給、災害時の防災空間の確保、緑地空間の提供等様々な機能を持っている。
都市機能	医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業等の都市の生活を支える機能のこと。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域全域を対象として広域的見地から区域区分の決定の有無、それを定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針を定めるもの。
都市計画基礎調査	定期的に行われる、都市における人口、産業、土地利用、交通等の現況及び将来の見通しの調査。
都市計画事業	国土交通大臣または都道府県知事の認可を受けて実施する、都市計画施設の整備に関する事業および市街地開発事業。
都市計画道路	都市計画法に基づき、整備が決定された道路。
都市計画法	都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画の内容、その決定手続き、各種の規制等について定めている。
都市公園	都市公園法に基づき設置される公園で、規模や目的から「街区公園」「総合公園」「都市緑地」等に分類される。
都市施設	都市計画において定めることができる、道路・公園・下水道等の施設。
土砂災害警戒区域	都道府県知事が、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備す

	べき土地の区域として政令で定める基準に該当するものとして定めた区域。
土砂災害特別警戒区域	都道府県知事が、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものとして定めた区域。
土地区画整理事業	地権者が土地を出し合い、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えることで宅地の価値を高め利用の増進を図る事業。

● な行

南部海老川環境軸	南部地域の海から源流まで、水と緑にふれあうことのできる環境軸として位置付けたもの。
南北環境軸	北部地域から南部地域にかけて、ベルト状に連続する豊かな水と緑を都市の軸として位置付けたもの。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を定めるもの。その地域の整備に必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としている。

● は行

ハイテクパーク	豊富町、鈴身町、車方町にわたる地区に民間が開発した、先端・成長産業等を誘致するための工業団地。
バスベイ	歩道に切れ込みを入れたような形で設けられる、バスが停車するためのスペース。バスの停車による後続車の滞留を防ぐ効果がある。
パブリック・コメント	重要な計画や条例案の策定の際、その案の段階で市民等への公表と案に対する意見募集を行い、そこで提出された意見も考慮して最終的な意思決定をするとともに、いただいた意見の概要とこれに対する市の考え方等を公表する一連の手続きのこと。
ビックデータ	スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、またセンサー等から得られるようになった膨大なデータで、収集・分析をすることにより、新たな知見を発見しようとするもの。
風致地区	都市計画法に基づき、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等、その風致を維持することが望ましいと思われる地域について指定される、地域地区のひとつ。
複合型災害	複数の災害がほぼ同時に発生するか、もしくは短時間に立て続けに発生する災害のこと。あるいは時期をおかずに発生すること。

福祉と緑の都市宣言	平成４年に宣言された、船橋市民が緑豊かな環境の中で、高齢者や障害のある方々を大切にする優しい心をはぐくみ、次代を担う子供たちが、すくすくと成長できる生きがいと温もりに満ちたまちづくりを目指す宣言。
船橋市総合計画	本市のまちづくりの目標を示し、そのために実施していく施策・事業を総合的・体系的にまとめ、市政運営の指針とするもの。
ふなばしメディカルタウン構想	医療や健康をテーマとした新たなまちづくりの考え方をまとめたもので、このまちづくりにより「健康寿命日本一」を目指す本市の健康・医療の中核となるまちを目指す。
防災協力農地	災害発生時に、避難用地や仮設住宅等の建設用地としての使用に協力するものとしてあらかじめ登録された農地。
北部アンデルセン環境軸	北部地域のアンデルセン公園を中心に、ふるさとを感じることのできる環境軸として位置付けたもの。

● ま行

水循環	海水が蒸発し、雲となり雨を降らせます。流域に降った雨水が大地にしみ込み、地下水や河川水になって流れ様々な形で人々に利用されて、再び海に戻る流れのこと。
水と緑のネットワーク	河川や樹林地、斜面緑地等の水と緑が連続的に確保されていること。
緑の東西軸	ＪＲ総武線沿いの旧海岸線に残る樹林等を、市の特徴的な景観軸として、船橋市緑の基本計画に位置付けられたもの。
木造密集住宅地	特に地震発生時における同時多発火災により延焼火災が発生する危険性が高い地区において、建物の倒壊により避難が困難になる可能性がある地区。

● や行

谷津田	河川が長い年月をかけて台地を削って形成された谷地にある水気の多い湿った田んぼ。
湧水	雨水等が地下に浸透し、低地部等からわき出た水。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無・年齢・性別・人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

● ら行

ラムサール条約	正式には「特に水鳥の生息地としての国際的に重要な湿地に関する条約」といい、各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全等について協力することを定めている。本市の近くでは谷津干潟があり、三番瀬も登録のための検討が始まっている。
流域関連公共下水道	流域下水道（2 以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有する下水道）に接続する下水道のこと。

● わ行

ワークショップ	参加者が自主的に活動して行う講習会のこと。

● その他

IoT【アイオーティ】	Internet of Things の略で、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。具体的にはインターネットを経由させてセンサーと通信機能を持ったモノを結び付け作動させる仕組み等がある。
SDG s 【エスディージーズ】	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成 27 年の国連サミットで全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。
2050 年ゼロ・カーボン	2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す本市の長期目標。